苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付要綱

（趣旨）

第1条　この要綱は，在宅の医療的ケア児の看護や介護を行う家族の負担軽減を図るために実施する苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金（以下「助成金」という。）の交付について定める。

（定義）

第2条　この要綱において医療的ケアとは，人工呼吸器管理，痰吸引や経管栄養などの日常生活に不可欠な支援をいう。

2　この要綱において医療的ケア児とは，次の要件の全てに該当する者とする。

（1）在宅で，同居する者による看護及び介護を受けて生活していること。

（2）医師の訪問看護指示書（保険医療機関及び保険医療養担当規則（昭和32年厚生省令第15号）第19条の4第1項の規定に基づく訪問看護指示書をいう。）による医療的ケアを必要としていること。

（3）訪問看護（健康保険法（大正11年法律第70号）第88条第1項に規定する訪問看護をいう。）により医療的ケアを受けていること。

（4）町内に居住し，かつ，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記録されていること。

（5）0歳から18歳に達する日以降の最初の3月31日までの間にあること。

3　この要綱において家族とは，医療的ケア児と同居する者で，現に当該医療的ケア児の看護及び介護を行っていると町長が認める者をいう。

（助成対象者）

第3条　この要綱により助成金の交付を受けることができる者（以下「助成対象者」という。）は，住民基本台帳法（昭和42年法律第81号）第5条に規定する本町の住民基本台帳に記録されている家族とする。

2　助成対象者は，医療的ケア児1人につき，1人とする。

（助成対象経費及び助成金額）

第4条　助成の対象となる経費は，指定訪問看護ステーションが在宅の医療的ケア児を対象に家族に代わって行う看護のうち，健康保険法の適用の対象となる訪問看護の時間を除いた部分（以下「助成対象訪問看護」という。）に係る費用とする。

2　助成の額は，前項に規定する費用の9割（申請時において，生活保護法（昭和25年法律第144号）による保護を受けている者及び市町村民税非課税世帯に属する者については，10割）に相当する額とする。この場合において，当該費用については，助成対象訪問看護0.5時間につき3,750円を上限とする。

3　助成対象訪問看護の利用の単位は0.5時間とし，1回の利用において0.5時間未満の端数を生じた場合は，当該端数を切り捨てるものとする。

4　助成対象訪問看護の利用の時間は，医療的ケア児1人につき，1年度当たり48時間を上限とする。ただし，年度の途中から申請があった場合は，申請のあった月からその月が属する年度の末月までの月数に4時間を乗じた時間を上限とする。

（利用の申請等）

第5条　助成金の交付を受けようとする助成対象者は，利用しようとする指定訪問看護ステーション（以下「利用訪問看護ステーション」という。）を経由して，町長に苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書（様式第1号，以下「事業利用（変更）申請書」という。）を提出しなければならない。

2　町長は，前項の規定による申請があったときは，速やかに当該申請に係る医療的ケア児等の心身の状態及び世帯の状況等を調査して，助成の可否を決定し，利用訪問看護ステーションを経由して助成対象者に対し，苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）決定（却下）通知書（様式第2号）を交付するものとする。

3　町長は，必要があると認めるときは，助成対象者に係る医療的ケア児の心身の状況について医師の意見を求めることができる。

4　町長は，医療的ケア児が利用訪問看護ステーションから助成対象訪問看護を受けたときは，第7条から第9条までに定めるところにより，当該利用訪問看護ステーションに対し，助成金を支払うものとする。

5　前項の規定による支払いがあったときは，助成対象者に対し助成金を交付したものとみなす。

6　助成対象者は，利用申請内容に変更があった場合には，利用訪問看護ステーションを経由して，町長に「事業利用（変更）申請書」を提出しなければならない。

7　前項の規定による提出を受けた場合の手続きについては，第2項の規定を準用する。

（助成期間）

第6条　助成の対象となる期間は，助成の決定をした日から，当該日の属する年度の末日までとする。

2　助成の決定を受けた助成対象者は，前項の期間の満了後も引き続き助成を受けることを希望するときは，「事業利用（変更）申請書」を，別に町長が定める日までに改めて町長に提出しなければならない。

（助成金の交付申請及び実績報告）

第7条　利用訪問看護ステーションは，助成対象訪問看護を実施した月毎に，苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用者台帳（別紙）により管理を行わなければならない。

2　利用訪問看護ステーションは，助成金の交付申請をするときは，関係書類を添えて苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付申請書兼実績報告書（様式第3号，以下「交付申請書兼実績報告書」という。）を町長に提出するものとする。

3　「交付申請書兼実績報告書」の提出期限は，翌月10日までとし，その提出部数は1部とする。

（決定の通知）

第8条　町長は，前条第2項による助成金の交付申請があったときは，交付する助成金の額を決定し，苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付決定通知書（様式第4号）により利用訪問看護ステーションに通知するものとする。

（助成金の交付）

第9条　前条により助成金の決定の通知を受けた利用訪問看護ステーションは，苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付請求書（様式第5号）により助成金の請求をするものとする。

2　町長は，前項の請求があったときは，当該請求のあった日から30日以内に助成金を交付するものとする。

（決定の取り消し及び助成金の返還）

第10条　町長は，次の各号のいずれかに該当すると認めるときは，助成の決定を取り消すことができる。

（1）当該決定に係る医療的ケア児が，第2条第2項各号に規定する要件に該当しなくなったとき。

（2）当該決定に係る医療的ケア児が死亡又は転出したとき。

（3） 当該決定に係る助成対象者が助成対象訪問看護を利用する必要がなくなったとき。

（4）助成対象者が偽りその他不正の申請により当該決定を受けたとき。

（5）その他町長が助成の決定が相当ではないと認めたとき。

2　町長は，助成対象者及び利用訪問看護ステーションが虚偽その他の不正な手段により前条第2項による支払いを受けた場合は，交付決定を取り消し，助成金の全額または一部を返還させることができる。

（雑則）

第11条　この要綱に定めるもののほか，必要な事項は別に定める。

附則　この要綱は，令和4年4月1日から施行する。

別紙　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用者台帳

様式第1号　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）申請書

様式第2号　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業利用（変更）決定（却下）通知書

様式第3号　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付申請書兼実績報告書

様式第4号　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付決定通知書

様式第5号　苅田町医療的ケア児在宅レスパイト事業助成金交付請求書